

平成22年度第2回理事会議事録

平成22年5月28日（金）

（財）武蔵野市福祉公社

平成22年度 第2回 財団法人武蔵野市福祉公社理事会

1. 開催日 平成22年5月28日(金) 午前10時00分から午後11時45分まで

2. 会場 高齢者総合センター 4階研修室

3. 理事の現在数 6名(定足数 4名)

4. 出席者	理事長(議長) 会田 恒司	理事	安達 高之
	理事 大野 壽三枝	理事	加瀬 裕子
	理事 安藤 真洋	理事	河中 款
	監事 安田 大	監事	五十嵐利光

5. 議事日程

日程第1. 議事録署名人の選出

日程第2. 議案第3号 平成21年度財団法人武蔵野市福祉公社事業報告

日程第3. 議案第4号 平成21年度財団法人武蔵野市福祉公社収支決算

日程第4. 議案第5号 財団法人武蔵野市福祉公社公益通報への対応に関する規程

日程第5. 議案第6号 財団法人武蔵野市福祉公社の利用者等からの苦情への対応に関する規程

日程第6. 議案第7号 財団法人武蔵野市福祉公社の利用者等からの苦情への対応に関する規程に定める第三者委員の報酬等に関する規程

日程第7. 議案第8号 平成22年度財団法人武蔵野市福祉公社収支補正予算(第1回)

日程第8. 議案第11号 事務所に移転について(平成21年度継続議案)

6. 議事内容

開会：午前10時

理事長よりあいさつがあり、議案および議事の取り扱いについての説明が行われた。事務局長より寄附行為第25条の規定により議長は理事長があたることを告げ、上記議事について逐次審議することとなった。理事長が開会を告げ、定数6名、出席理事6名で、寄附行為第26条による定足数を満たし理事会が成立したことを報告した。

[議事の経過の概要および議決の結果]

第1. 議事録署名人の選出

- ・議事録署名人には大野理事と安藤理事を選出、全員一致これを承認した。

そして、安田監事、五十嵐監事より、5月18日に行われた平成21年度の会計と業務監査についての報告があり、その後、議案第3号「平成21年度財団法人武蔵野市福祉公社事業報告」及び議案第4号「平成21年度財団法人武蔵野市福祉公社収支決算」について、配布資料に基づき事務局長が説明をし、その後逐次質問に入った。

・安藤理事：昨年のをきちんと見ればよかったです、サービスについて、昨年度と比べてどうだったのかということについて、若干、コメントをいただきたいと思う。例えばデイサービスは、昨年度に比べて、どうだったのかということですね。増えているのか、減っているのか、そういったことについて少し教えていただけるとありがたい。

・中村高齢者総合センター長：デイサービスについては、利用者が残念ながら20年度に比べまして4.4人、おおむね1割減っている。利用者の高齢化に伴いショートステイや入院という利用者が増えている。それに対し、ケアマネ等の会議のときにはなるべく新たな利用者の募集をしているが、思うように進んでいない状況である。

ただ、サービスについては、20年度に比べて、入浴サービスの希望をかなえるために、1日8名のところを12名受け入れられるよう体制を整備しまして取り組んでいるところです。

・安藤理事：ニーズがないわけではないのですね。

・加瀬理事：介護保険事業の収支差額が、マイナスを出さなくなってきたということは、改善してきていると私は思っている。そこで質問は、このA3の大きい表の収支差額のところがわかりやすいかと思うが、これを見て、マイナスになっているところについて事務局のほうで、どのように考えているかコメントをいただければと思う。恐らく、自主事業として公社の宣伝

も含めて、啓発事業でしたら、マイナスになってもやるという経営方針をとられるかと思いますが、受託事業でマイナスが出ている分について、どのように考えているのか聞かせてほしい。

・中村高齢者総合センター長：受託事業の中では社会活動センターで164万7,016円のマイナスが出ている。このうちの100万円前後が、ふれあいまつもとの運営費である。その60万円前後がふれあいサロンの赤字になっているが、ふれあいサロンについては市に増額の要望を出しているが、出してもらえなかったため、22年度についてはアルバイトの雇用時間を見直しを行い、マイナスが出ないように努力していきたい。

ふれあいまつもとについては、社会活動センターの事業として市のほうに認めてもらいたいのだが、これはなかなか難しいという状況だ。吉祥寺方面にこの施設がない関係で、そちらのほうで移動サロンのものを、毎日ではなくても公社として事業展開を続けていきたいと思っている。

・服部在宅サービス課長：啓発普及事業の赤字ですが、これは収入がありません。主に後見係の職員が分担をして、老いじたく相談などの講座を開いているという関係でマイナスになっている。

頭の痛い問題に有償在宅サービスがある。有償在宅サービスの利用者の判断能力の低下に応じて成年後見にシフトするという方向で、まず赤字を減らす方法を一つ考えた。それはもう一昨年から実行している。

それから、利用料金の値上げの問題がある。同じサービス内容、包括的な診療介護サービスを提供していても裁判所がその報酬決定をするのが大体3万円から4万円。しかし、それ以上に大変なサービス提供をしても、有償は1万円をちょうどいしているだけ。しかもこれは世帯で1万円である。この矛盾ですね。それを何とか解消したいと、また諮って利用料金の改定を考えたいと思っている。ただ、昨今、こういう経済状況なので、利用料金の値上げに踏み込むのはなかなか難しいと考えていますし、また、利用者が容易にこのサービスに結びつくというのは、その取引社会の対価的ではない、準公共的なサービス価格だということもあるので、その点の調和を図りたいと考えている。

権利擁護事業も、これは7,000円で、ほとんどが有償在宅サービスとセットで利用していて、その場合には1万円しかいただいていることが、赤字の原因となっているので、それらの焦点を含めて対応していきたいと思っている。

・河中事務局長：利用料金改定について補足すると、これは中長期事業計画でも課題となっているので、スケジュールでも22年度までに、いろいろ検討を重ねていくことになっているので、

今年度逐次、課長が言ったように、非常に厳しい問題ですが、取り組んでいきたいと思っている。

・加瀬理事：在宅有償サービスについてはいろいろな考え方があり、例えば当初、福祉公社が発足したときには、事務局経費は市が賄うという約束のもとに、家賃、人件費、ソーシャルワーカーの基本サービス料については基本的に市が出すという考え方でスタートしたので、マイナスになるということも考えていなかったと思う。

この有償在宅サービスは、実は寄附金の源泉であるので、その考え方が、ここで赤を出さないという考え方をとったら寄附金が減ることになるので、その点については、例えば啓発普及事業がマイナスになるのと同様に、いいと思っている。ただ、桁が問題で、これは貸付金とかを含むので、多く見えるわけで、もう少し中身を言ってもらえればよかったかなと思う。

私は基本的に問題があると思うのは19番の居宅介護サービスです。これは障害者の方に委託金をもらってやっているサービスだったと思う。自立支援法ですよ。これが、今後も赤字が大きくて、しかも恒常的に改善が見られないということであると、ちょっとこれは問題だと思うが、事務局はどのように考えているのか。

・荒井訪問介護係長：居宅介護サービスは、障害者の自立支援法のサービスであり利用者が、昨年度、減ったということで、非常にバランスが悪いサービスになっている。有償在宅は生活支援と訪問介護と居宅介護サービス、3本立てでヘルパーの賃金を出しているの、それを案分している形になっている。ですので、実際の収入に対して支出という形ではないので、この居宅に関しては21年度の案分の仕方がまずかったのかなという点もある。

・加瀬理事：そういうことなんですか。ちょっと理解ができません。

・河中事務局長：本来は訪問介護サービスの中で、自立支援に係るサービスについてはこれぐらいの収入で、これだけのサービスを提供しているという、そういう仕分けの仕方がきちっとしていればいいのですが、そのへんの事務の事務上、なかなか案分がきちっとした形での収支が難しいというところがあった。これについてはなるべく、その実態に即した形で案分ができるような形に努力をしていきたいと思っている。

・加瀬理事：ということは、その案分の方法に本質的な問題があると、私にはちょっと考えられないが、この12、18番の訪問介護そして19はもう実は赤なんだということですね。

・会田理事長：これは、ホームヘルプセンター武蔵野の関連の予算。そのように見てもらうと、これ3つ足すと赤になるという、そういう状況。

・加瀬理事：そうですね。特に居宅介護サービスだけが悪いのではないということなんですね。

これを市役所に委託を返上してしまえば700万円浮くという話じゃないんですね。

・荒井訪問介護係長：まさにそのとおりで、3本立てでまとめて見ていただくと赤が出ますので、この表上では訪問介護は幸い、先ほど褒めていただいたが、プラスになっているが、全体で見れば、ちょっと若干違うということです。

・加瀬理事：私は、基本的に介護保険でやっている訪問介護については、やり方によってきちんと黒が出せると思っている。横浜市ホームヘルプ協会の2009年度の決算が出たが、全体の経常収支で当初5%の黒字を見込んでいたが、決算してみたら、10%の黒字だったんですね。ですから、この自立支援法の補助金を、介護保険と同じように公的な補助金なのだから、その中でホームヘルプサービスを黒にしていくことは、目指さなければならない課題かなと思っているが、事務局ではそのように思っていないのか。

・河中事務局長：ホームヘルプセンターの運営については、当然、これからどういう組織立てになるかは別として、仮に独立したとしても十分事業所として運営できるのが本来の姿と思っているので、毎月センターの経営会議等で収支の状況等をいつも協議しているので、これについてはなるべく黒字を出していきたいと、そのように思っている。

・服部在宅サービス課長：多くの介護保険事業、特に訪問介護に関しては、うちはホームヘルプセンターが、市内の事業者の下支え機能を持っている。したがって、非常な困難な事例があった。市内のほかの事業者サービスは全然受けないとか自己負担金をずっと滞納している訳ですね。そういう困難な事例が来ているので、そういう公益的な面と、経営的な黒字という部分に思いをいたして頑張りたいと思う。

ただ、この下支え機能は大変であり、それ故に大変丁寧にコーディネーターが行き、地ならしをし、しかる後に登録ヘルパーあるいはフレックスヘルパーにつなぐという、そういうその手間暇かけた対応をしているので、そこら辺をご理解いただきたい。

・加瀬理事：それを市役所に、ご理解いただいたらどうか。やはり内部だけで理解していてもこれは問題で、そういう困難事例対応何とか、やはりその仕事の大変さに対応した補助金をいただけるように、どういう資料をつくったらいいか考えていただいて、ぜひ説得して、全部合わせて1,000万円ぐらいですが、頑張っ今年度は黒にしていきたいという戦略目標を持ったかどうか。

・会田理事長：課題として受けとめさせていただきたい。

・安達理事：基本的なことで申しわけないが、委託事業については事業単位で市から委託を受けますね。精算は事業単位でやらなくてもいいということか。事業単位で精算。

・中村高齢者総合センター長：事業単位で受けている。ただし、指定管理については3事業を一括でという形で、ただし内訳がついたまま来る。それについては、市との契約の中で流用を認められている。3事業の内訳の中で収入を流用することを市の法に基づいてできるようになっているので、そういったこともやっていきたい。

・会田理事長：3事業というのは、ちなみに。

・中村高齢者総合センター長：社会活動センターとデイサービスセンター、在宅介護支援センター事業です。ただ、22年度からは在宅介護支援センター事業は指定管理がなくなったので、22年度以降についてはデイサービスと社会活動センター事業のみになるが、その間の予算のやりとりは市の合意があればできるということになっている。

・安達理事：ちょっと気になったのは、かなり大きな額を残している委託事業があること。それは返したって、独自事業のほうがマイナスになって、それは自分で埋めなきゃならないと何かちょっと読めたものですから。それじゃ厳しいなという感じで聞いたのだが、わかりました。

それから、事業でもう少しご説明いただきたいのは、境南小学校のふれあいサロン事業で、これは世代間交流事業の一環としてとらえられているが、どんな運営の仕方になっているのか。学校を当然使ってやっておられるのでしょうか、運営の中身について説明いただきたい。

・中村高齢者総合センター長：ふれあいサロン事業については、学校の校舎を借りていて、高齢者の趣味の事業をしている。一定時間の間、高齢者の方と児童の方と給食を一緒に食べるというような形で交流をしている。あと一般のガーデニングとかあるが、そういったものは高齢者の方と、講師の方と、こちらからアルバイトを4名つけて運営をしている。

・安達理事：毎日、時間帯はどのような形になっているのか。

・中村高齢者総合センター長：火曜日と木曜日にやっていて、火曜日については午後、木曜日については午前10時から午後3時までという形でやっている。

・安達理事：生活支援事業ですね。この事業所というのは、どこに入るのですか。

・河中事務局長：ホームヘルプセンター受託事業生活支援ということになる。

・安達理事：生活支援事業というふうに銘打っているが、中身はどういうことか。

・荒井訪問介護係長：介護保険の非該当の方が市（単独事業）へサービスを、依頼している。その事業を請け負っているので、シルバー人材センターとホームヘルプセンターに仕事が回ってくる。そういう内容です。

・大野理事：成年後見事業についてちょっと教えていただきたいのだが、平成21年度中に15人の成年後見人等に就任されて、収入が当初予算540万円であったところ、決算としては920万円

であった。結構、成年後見人としては、たくさんの成年後見人に就任し、収入も予想以上に増えているということですよ。この成年後見人って、私も成年後見人となっていて家庭裁判所の事情等も知っている立場からお話しすると、法人が成年後見人になっているというのは非常に珍しいということもあり、また法人だからできるのでしょうか、こんなにたくさんの人の成年後見人になるというのは珍しいですよ。

この成年後見人に福祉公社がなるという場合の被後見人というのはどういう方たちなのでしょうか。

・服部在宅サービス課長：主に有償在宅サービス、権利擁護事業の利用者で、日常生活場面から、生活自ら成年後見に移行しないと、その方を支援していけない場合、これが1つ。

それから、一般相談に来られ、例えばもう既に障害を持っている子供の親御さんが成年後見人に就任していると。しかし、もう年をとってきた。したがってその場合には共同後見という依頼を受けて後見人をする、そういう特別のニーズの場合です。

・大野理事：成年後見人の報酬については報酬付与の申し立てをして、家庭裁判所で認めてもらって、3万から5万の報酬、毎年報酬付与の申し立てをしているのか。

・服部在宅サービス課長：毎年その方については、いつごろ後見報告せよというのが裁判所から指定が来るので、大体1年に一遍、後見事務報告と報酬付与の審判申し込みをしている。

・大野理事：先ほど有償在宅サービスの利用料との比較で、ここは1万円だが、後見のほうは3万から5万と言われたが、成年後見人になった場合のやることと有償在宅サービスでやっていることとの、その内容は違っているのか同じなのかというのは。

・服部在宅サービス課長：ほとんど同じです。むしろ契約のほうが、任意の契約関係になるので大変な面がある。それは対社会的な面で、例えば金融機関に説明するにしても何にしても大変な労力ということになる。成年後見人になったほうが、権能がきちんと裁判所から付与されるので、その支援と業務遂行上は非常に楽になるという現実はある。

それでは質疑がないようでございますので、これより採決に移りたいと思います。

まず、議案第3号「平成21年度財団法人武蔵野市福祉公社事業報告」を原案のとおり認定することに賛成の方は挙手願います。挙手全員でございます。よって本案は原案のとおり認定することに決しました。次に、議案第4号「平成21年度財団法人武蔵野市福祉公社収支決算」を原案のとおり認定することに賛成の方は挙手願います。挙手全員でございます。よって本案は原案のとおり認定することに決しました。

次に議案第5号「財団法人武蔵野市福祉公社公益通報への対応に関する規程」及び議案第6号「財団法人武蔵野市福祉公社の利用者等からの苦情への対応に関する規程」及び議案第7号「財団法人武蔵野市福祉公社の利用者等からの苦情への対応に関する規程に定める第三者委員の報酬等に関する規程」及び議案第8号「平成22年度財団法人武蔵野市福祉公社収支補正予算（第1回）」について、配布資料に基づき総務課長が説明をし、その後逐次質問に入った。

・安田監事：3つほどある。まず、最初が報酬に関する規定。報酬に関する規定の第4条のところだが、「第2条の規程にかかわらず」となっている「程」の字が、多分、これは「定」のほうだと思う。それと、補正予算のほうだが、これは1,000円単位ですよ。表上にぜひ単位は入れていただきたいと思うので、単位1,000円を入れておくように。

それと、402万1,000円の積算根拠について。市民社協と折半という形でこの説明に上がっているが、公社の予算で402万1,000円が全部上がっているが、この分が市民社協から後で入るということであれば、その入り口はないのかなというのが疑問だが。

・会田理事長：まず、1点目の点については定めるといふ、その字に訂正をさせていただきたい。それから、補正予算の単位は1,000円単位ですので、1,000円という単位の補筆をさせていただきたいと思う。最後の3点目の歳入については、これは事務局のほうでは何かコメントはあるか。

・藤井総務課長：社協の負担分は確かに、あるので、また検討したいと思うが、雑入なりで半分に相当する額を入れてもらう予定で、また報告をしたい。

・会田理事長：その時期はいつですか。

・藤井総務課長：時期は、また調整して、追って報告したい。

・会田理事長：それでは、整理すると、予備費を充当した形で、とりあえず全額を福祉公社が支弁をすると。それで一定の金額が確定した段階で、確定した金額の2分の1を市民社協のほうから負担をしてもらうと。その受け口としては雑収入。その時点において、さらに収入の補正をすると。そういう道筋でいいのか。事務局、いいか。

・大野理事：利用者等からの苦情の対応に関する規程の第6条の（3）、第三者委員について、この第三者委員の権限というか責務の内容なのだが、これはちょっとわかりにくかったが、この苦情等があった、その問題についてすべてに関与していくわけではなくて、第4条第1号から第3号の事案のうち長期にわたり未解決になった事案並びに第4条、同条第4号及び第5号

の事案について関与すると、やっぱり一定重いものに限定すると、そのように読むのか。

・中村高齢者総合センター長：はい、そのとおりです。一般の方にお願ひしようと思っっているので、重いもの、公社の運営にかかわってくるもの、それから公社の運営に係る苦情で直接その苦情を責任者等では解決できないもの、または相談しにくいものについては、第三者委員にお願ひしようと思っっている。

・大野理事：そういう一定の事案については、直接第三者委員の方が事情を聴取し、事実調査し、それから助言等も行う。単に担当の事務局の方たちがやっっていることを監視するのではなく、第三者委員みずから行う、そういうことか。

・中村高齢者総合センター長：通常で言うところ、苦情受付担当者が受けて、苦情対応責任者が対応する形になるが、それを好まない苦情申立者については、第三者委員の方に受けていただき、その対応をしていただくというふうに考っている。また、重いものについては第三者委員会を開いて、その中で検討していただくということになる。それから4条の1項、2項の軽いものについても、第三者委員会を開く際には、そういったことがあつたという報告をすると思っっている。

・五十嵐監事：まず、今の野理事との関連ですが、やはり苦情については、流れをしっかりと押さえていないと、第三者委員の方もちょっと対応ができないということがまず1点と、あとその関連ですが、その制度の周知をどのように考っているのか。それによつては、その苦情申立者らが直接第三者の方へ申し出ができるのかできないのかということにも関連してくるが、その辺のところはいかがか。というのは、1点目は、やはりそれなりの手続的な文書が必要ではないかということ。

・中村高齢者総合センター長：今回、この規程を出したが、実際に実施するのは10月からにしたいと思っっている。その間に、内部の体制、それから公社の広報誌、ホームページ等によつて一般の方に周知する方法をとりたいと思っっている。また、内部では、これに伴い苦情対応マニュアル等の作成をし、また第三者委員については、その手順について説明するという形をとっていきたいと思っっている。

・五十嵐監事：直接第三者への申し出をできるという形をとるのか。そうならばマニュアル、多分つくつた段階で少し規定に、織り込まなければならぬことが出てくるという感じはする。

・大野理事：もし直接第三者への苦情申し立てをするのであれば、この規程だけでいいのかどうか、ちょっと疑問な感じがする。私は初めに第三者委員がかかわれる事案というのはどういうものかと質問させていただいたが、一定の重いものと言っっていたので、そうではなく、もっ

と公平性を保つために直接第三者に言いたい。それも第三者委員は受け付けるのだとすると、この規程からはちょっと読めないで、そこはつけ加えなければいけない。

・加瀬理事：この規程の第4条に、第三者委員は通報を受けた場合は速やかに通報対応責任者、事務局長または理事長に報告するものとなっているので、常時窓口を開いて第三者委員がいるということですね。

・中村高齢者総合センター長 一般的に言うとは通常は苦情は公社に来ると感じですが、直接言いにくいことは第三者委員に述べていただくということを想定している。ですから、常時開いているかといえばそういえるかもしれないが、その件数としては非常に少ないのかなと考えている。

・加瀬理事：5条には通報窓口とするという、2項にそういう規定があるが、そうすると、この第三者委員の方は利用者からの苦情と、それから労働者からの苦情を受けるということか。

・中村高齢者総合センター長：この苦情は労働者からの苦情は対象になっていない。1条のほうの規定で利用者及び家族、その代理人等からという形になっている。

・加瀬理事：通報のほうは、通報窓口のことです。苦情窓口じゃなくて、失礼しました。そうすると、通報窓口をいつも開いているという、公表しておくわけですね。

・中村高齢者総合センター長：公益通報については、確かにおっしゃるとおり、第三者委員の方にも、結局は一般の方の苦情と公益通報ですから、労働者の窓口になってもらうことになるが、実際に他の団体を見ても、そういう状況をつくっても、年間に第三者委員が直接受けるというケースは、ほとんどないので、そういう方をお願いしても支障はないのかなと思っている。

・会田理事長：大野理事の指摘にも、苦情対応の関係で第三者委員に対しては直接窓口か、また先ほど五十嵐監事からも指摘があった、流れを明確にしておかないと、実際問題としてどちらに苦情がいったら効率的な解決につながるのかというのが事前によくわからないという、そういう点がやはり懸念されるかなと思うので、この規程については取り扱いとして諮りたいのですが、今この段階で決議をせず、今指摘いただいたことをもう一度よく精査をして、再度上程をしたいと思いますが、いかがでしょうか。したがって、議案第6号については今回は採決をせず、次回再度上程をさせていただくと。このように取り扱いをさせていただきたいと思います。

それでは、質疑がないようでございますので、これより採決に移りたいと存じます。

採決は1件ずつ行います。議案第5号「財団法人武蔵野市福祉公社公益通報への対応に関する

る規程」を原案のとおり認定することに賛成の方は挙手願います。

挙手多数であります。よって本案を原案のとおり認定することにいたします。

次に、議案第6号につきましては、先ほど申し述べましたように、ここでご提言いただいたことをベースにして再度練り直して、もう一度上程し直しをさせていただきたいと存じます。

次に、議案第7号「財団法人武蔵野市福祉公社の利用者等からの苦情への対応に関する規程に定める第三者委員の報酬等に関する規程」を原案のとおり認定することに賛成の方は挙手願います。挙手全員でございます。よって本案は原案のとおり認定することに決しました。

次に、議案第8号「平成22年度財団法人武蔵野市福祉公社収支補正予算（第1回）」を原案のとおり、先ほど申しました福祉公社がとりあえず支弁をし、額が確定した後に収入の部の補正を行うということをお含みおきいただいた上で、補正予算を原案のとおり認定することに賛成の方は挙手願います。挙手全員でございます。よって、本案は原案のとおり認定することに決しました。議案第11号「事務所に移転について（平成21年度継続議案）」につきまして、事務局の説明をお願いいたします。本件は平成21年度第4回理事会から継続審議いただいております八幡町1丁目への事務所移転についての議案でございますので、今回も継続審議としてお取り扱いいただきたく、よろしくをお願いいたします。ただいま事務局より、本議案につきましては継続をお願いをしたい旨の説明がございました。お諮りをいたします。本議案については引き続き継続の取り扱いでよろしいでしょうか。本議案につきましては引き続き継続との取り扱いにさせていただきたいと存じます。

その後、事務局長より、配付資料に基づき、「第1回事務所移転検証委員会について」の報告を行い理事会を閉会した。

閉会：午前11時45分